検 定 等 手 数 料

奈良県産業振興総合センター(平成１２年４月１日改訂)

【検定手数料】

1　質量計

(1)電気式・光電式はかりでひょう量が１ｔ以下	３０kg以下	１，０５０
	１００kg以下	１，２５０
	２５０kg以下	１，６５０
	５００kg以下	２，０５０
	５００kg超	２，３５０

※　１万分の１未満のものは２倍の額

(2)棒はかり・手ばかり	１０kg以下	１００
	１０kg超	１９０

※　１万分の１未満のものは２倍の額

(3)機械式はかり及びひょう量１ｔ超の電気式はかり	５kg以下	１５０
	２０kg以下	１９０
	５０kg以下	２５０
	１００kg以下	３４０
	２５０kg以下	５２０
	５００kg以下	９００
	１ｔ以下	１，５５０
	２ｔ以下	２，４５０
	５ｔ以下	６，１５０
	１０ｔ以下	７，７５０
	２０ｔ以下	１１，４００
	３０ｔ以下	１４，１５０
	４０ｔ以下	１８，９００
	５０ｔ以下	２１，３００
	５０ｔ超	３７，８００

※　１万分の１未満のものは２倍の額

(4)分銅	２００ｇ以下	２０
	２００ｇ超	２２０
(5)おもり	５kg以下	２０
	２０kg以下	９０
	２０kg超	２９０

2　温度計

(1)体温計以外のガラス製温度計	
イ　－５℃ ～ １０５℃	５０
ロ　－５℃ ～ ２００℃	９０
ハ　－３０℃ ～ １０５℃	１４０
ニ　－３０℃ ～ ２００℃	１６０
(2)ガラス製体温計	１０
(3)抵抗体温計	９０

3　体積計

(1)燃料油メーター	
イ　使用最大流量１リットル毎分以下	５９０
ロ　最大指示量５０リットル以下	１，５５０
ハ　イ・ロ以外	２，０５０
(2)液化石油ガスメーター	６，４００

4　アネロイド型圧力計

(1)血圧計以外のもの	
イ　５０メガパスカル以下	９０
ロ　１００メガパスカル以下	４５０
ニ　１００メガパスカル超	９３０
(2)アネロイド型血圧計	１５０

【装置検査手数料】

タクシーメーター	７００

【基準器検査手数料(抜粋)】

1　基準分銅

(1)１級基準分銅	２００ｇ以下	３，２００
	２００ｇ超	７，９００
(2)２級基準分銅	５kg以下	６４０
	５０kg以下	７８０
	５０kg超	８，８００
(3)３級基準分銅	５kg以下	４８０
	５０kg以下	６５０
	５０kg超	７，１００

2　体積基準器

(1)燃料油メーター用	２５リットル以下	１３，６００

※　２以上のゲージグラスを有するものは、ゲージグラスが１増えるごとに(1)の５割増

【指定・登録等手数料】

1　計量証明事業の登録	５３，８００
2　計量証明事業の登録証の訂正・再交付	１，７５０
3　計量証明事業の登録簿の謄本の交付	７６０
4　計量証明事業の登録簿の閲覧	３７０
5　適正計量管理事業所の指定	２，５５０
6　適正計量管理事業所の指定の検査	７，４００